

京都市告示第 557 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人 大学コンソーシアム京都	京都市大学のまち交流センターの使用料の徴収	平成18年4月1日から 平成23年3月31日 まで

(総合企画局プロジェクト推進室)